

学校法人が作成すべき計算書類と各科目の内容について

国や地方公共団体から補助金を受ける学校法人は、学校法人会計基準に従い、計算書類を作成する必要があります。学校法人会計基準では、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表の他、活動区分資金収支計算書及び各内訳表、明細表の作成が義務づけられています。

ここでは資金収支計算書、事業活動収支計算書の内容及びそれらを構成する各科目の内容について説明します。

■資金収支計算書とは

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金）の収入及び支出のてん末を明らかにするものです。

■事業活動収支計算書とは

当該会計年度の3つの活動（①教育活動、②教育活動以外の経常的な活動、③その他（①②以外）の活動）に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度において基本金に組み入れる額を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするものです。

■資金収支計算書・事業活動収支計算書に共通する科目

収入科目

科目名	内容説明
学生生徒等納付金収入	在学を条件として義務的に、また一律に納付すべきものであって、具体的には授業料、入学金、実験実習費等として学則、校則または学生生徒等の募集要項等に所定の均等額を納入すべき旨が記載された納付金です。
手数料収入	入学試験、編入学（転入学）、追試験等のために徴収する収入、在学証明書、成績証明等の証明のために徴収する収入です。
寄付金収入	金銭その他資産を寄贈者から贈与されたものであり、現物寄付は、事業活動収支計算書のみに表示されます。
補助金収入	国または地方公共団体からの助成金をいい、日本私立学校振興・共済事業団やこれに準ずる団体からの助成金を含みます。
付随事業・収益事業収入	学校法人の補助活動事業、附属事業、受託事業および収益事業等からの収入です。
受取利息・配当金収入	特定資産の運用により生ずる利息、株式の配当金等の収入です。
雑収入	固定資産以外の物品の売却収入、その他学校法人に帰属する上記収入以外の収入です。
借入金等収入	学校法人が資金調達のため、金融機関等から借入した収入です。

支出科目

科目名	内容説明
人件費支出	教員人件費、職員人件費、役員報酬、退職金及び退職給与引当金繰入額であり、退職給与引当金繰入額は、事業活動収支計算書のみに表示されます。
教育研究経費支出	教育研究のための経費であり、減価償却額は、事業活動収支計算書のみに表示されます。
管理経費支出	役員、法人業務、学生生徒等募集のために要する経費等であり、減価償却額は、事業活動収支計算書のみに表示されます。
借入金等利息支出	借入金等の利息の支払です。
借入金等返済支出	借入金等の元本返済です。
施設関係支出	土地、建物、構築物、建設仮勘定等です。
設備関係支出	教育研究用機器備品、管理用機器備品、図書、車両、ソフトウェアに係る支出のうち資産計上されるもの等です。

※科目名の末尾は、資金収支計算書に合わせて「収入」・「支出」と表示しています。

■資金収支計算書単独の科目

収入科目

科目名	内容説明
資産売却収入	固定資産等の売却にかかわる収入です。
前受金収入	当年度に翌年度の諸活動に対応する資金を前もって受けた収入です。
その他の収入	前期末未収入金、預り金、貸付金回収、特定資産の取崩等の収入です。
資金収入調整勘定	当年度の収入科目が、前年度又は翌年度に入金となる場合の調整科目です。

支出科目

科目名	内容説明
資産運用支出	有価証券購入、特定資産への繰入等の支出です。
その他の支出	前期末未払金、預り金、前払金等の支出です。
資金支出調整勘定	当年度の支出科目が、前年度又は翌年度に支出となる場合の調整科目です。

■事業活動収支計算書単独の科目

収入科目

科目名	内容説明
資産売却差額	固定資産等の売却にあたり、売却額が帳簿価額を超える場合の差額です。

支出科目

科目名	内容説明
徴収不能額等	未収入金等に徴収不能の可能性がある引当及び徴収不能額を表示します。
資産処分差額	固定資産等の売却、廃棄及び除却にあたり、帳簿価額が売却額（処分額）を超える場合の差額です。